

レースに当たっての審判上の注意について

今大会は、①日本ローイング協会競漕規則(2024 年 4 月改訂) ②大会要項 ③審判上の注意(本稿)及び 代表者会議での伝達事項に基づいてレースを運営するが、①と②③間で矛盾もしくは不一致が生じた場合は、②③の条項が優先して適用されるものとする。十分に熟知してレースに臨み、除外・失格等のないように注意すること。

1. 健康について

選手は競漕に耐えうる健康者であること。又、自己の責任において体調を万全に整えてレースに臨み、気分がすぐれないときは、レース前・レース後を問わず、最寄りの審判員または、役員に申し出ること。

2. 事故防止、安全について

大会は安全最優先にて運営するため参加者は事故の無い様安全第一で行動すること。

(1) 天候について

大会中、天候の急変等によりクルーの安全が確保できない状況や危険が生じた場合、もしくはそれが予想された場合、大会や続行中のレースを中断することがある。

(2) 航行ルールについて

- ① 出艇時にはコースを横切ることになるので、レースの状況を注視するなど、安全に十分に注意してください。0m~100mはスタートの呼び込みと交錯し接触する可能性があるため、100m~200mをコースに直角に横断してください。
- ② 発艇2分前から発艇位置に設置されたパトライトが点灯します。パトライト点灯中はコースを横切り始めないでください。これに違反するとイエローカードを与えます。
- ③ レース前の練習については、航行規則を守り、周囲の安全を確認の上注意して行ってください。決められた水域以外(消波堤の外等)には行かないこと。
- ④ レース時の航行規則では練習水域は900m地点の白ブイで折り返してください。1000mの判定に影響が出る恐れがあるため、950mの境界ブイを越えないように注意してください。
- ⑤ 練習水域の途中のブイで折り返すことも可能ですが他のクルーと接触事故のないように注意してください。
- ⑥ 諏訪湖ではコースの真横が練習水域となります。練習水域での航行中、およびコース岸側を帰艇中、レース艇が来たときは、必ず100m手前で止まり、レース艇が通過するのを待ってください。これに違反するとイエローカードを与えます。

(3) 安全用具について(競漕規則第10条※)

- ① すべての艇は、艇首に直径 4cm 以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール(バウボール Bow Ball) を取り付けること。
- ② フットストレッチャー(ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置)は、漕手が緊急時において 速やかにボートから離脱することができる(クイックリリースフットストレッチャー)形式であること。

第1項第1号から第5号を順守することはクルーとその所属団体の責任である。

大会において、役員・審判の是正の指示に従わずに違反艇でレースに出漕したクルーは、失格までの罰則が与えられる。

ヒールロープ違反は安全に関わることであり、出艇する前に下記の項目を必ず確認すること。

- a. ヒールロープが付いているか(フットストレッチャーが艇に残るタイプの場合に限る。)
- b. ヒールロープはあるが、結んであるか。
- c. ヒールロープを結んでいるが、フットストレッチャーの踵が水平位置より上にあがらないか。

レースに当たっての審判上の注意について

※第10条細則

「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。

- ① 足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるように、フットストレッチャーのかかとが水平位置より上に上がらないよう、フットストレッチャーをヒールロープにより両足それぞれ独立して固定すること。さらに、漕手がフットストレッチャーから足を外す際に、靴ひも、マジックテープ、または同様の素材を開ける必要がある場合は、漕手が片手で引く簡単な動作ですぐに両足が解放できる構造であること。
- ② フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造または手が届きやすい紐や解除装置の「片手による簡単な操作」ですぐに両足が解放できる構造であること。

3. 各種手続き(届け出)について

乗権・メンバー変更・ブレード変更の手続き(届け出)は、競漕委員会へ定められた時間までに定められた手順により提出してください。

なお、シート変更についてはメンバー内であれば届け出は不要です。

4. 監視について

栈橋にてユニフォーム統一、クイックリリースフットストレッチャー、ブレード統一、デッドウェイト、体調等の確認を実施します。

※大会に出漕するクルーは、出艇は艇庫前の栈橋、帰艇は100～200mの栈橋を使用すること。

5. 舵手計量について

- (1) 舵手体重の計量は、出漕日ごと(同日に異なる種目に出漕する場合は、出漕種目ごと)に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに、AQUA未来Aシャッター前で行います。同じ舵手が規定時間内で受けることができる計量(公式計量)は1回限りとする。なお、これらの件に関する呼び出し放送は行わないため、各クルー十分に注意すること。
- (2) デッドウェイトの最大重量は15kgとなります、よって15kgのデッドウェイトを持っても規定体重(男子種目55kg、女子種目50kg)に満たない場合は大会に出場することができません。
- (3) 計量時の服装はユニフォーム※のみとする。

※競技者がレース中に着用するシャツとショーツ、あるいはそれらが一体になったローイングスーツをユニフォームと呼ぶ。計量時は、例えば帽子、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下などは着用できない。

6. ユニフォームの統一について(競漕規則第30条、細則)

- (1) ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下などは統一されていなければならない。柄違いや色褪せにより外見が異なるものは、統一されているものとは認められませんので十分注意する事。
- (2) 帽子および鉢巻は、統一したものであれば着用・非着用の者がいても構わない。ただし、帽子と鉢巻を併用する場合は、一体のものとみなします。
- (3) パーソナルアイテムは統一されている必要はない。
- (4) 舵手はクルー内で統一されたユニフォームに加えて、漕手が着用していない衣服を着用してもよい。
- (5) 本条に違反し、その是正に従わないクルーは、除外(レッドカード)となることがある。

レースに当たっての審判上の注意について

7. 発艇定刻の厳守

出漕クルーは発艇定刻 2 分前までに所定の発艇位置(ステイク・ボート)に着かなければならない。艇の故障等で発艇定刻 に遅れる場合は、速やかに最寄りの審判員に申し出、審判長の許可を得ること。

クルーからの申し出があった場合、事情を考慮の上最大 1 レース程度発艇定刻を繰り下げる場合がある。なお、審判長の許可なく発艇定刻までに到着しなかった場合、クルーを待つことなく発艇させます。この場合到着していないクルーは DNS とし、以後競漕に参加する事はできません。

8. コースへの進入

前のレースがスタート後、クルーがコースへ進入できる状況になると発艇員が呼び込みを開始しますので、呼び込みを受けたクルーは速やかに指示されたコースへ進入下さい。なお、コースの状況によりバウナンバーと異なるレーンを指示される 場合がありますので、クルーは指示されるまで待機しておくこと。

9. 発艇手順

発艇 5 分前からの分読みは英語にて実施する。発艇(スタートの合図)は旗によって行うが、荒天等で発艇号令が聞こえない場合があるため、クルーは旗の動きをよく見てスタートすること。

また、発艇定刻 2 分前までになったら、いつでも発艇できる準備を整えクルーの責任において進行方向を定めておくこと。

10. レース中主審からの指示

レース中自己のレーンを外れ他艇と接触妨害する恐れがある時、主審は白旗を掲げ警告を与えます。

また、今大会では安全を考慮しコース内であっても接触などの危険がある場合、特定のクルーを白旗にて停止させる事があります。その場合該当クルーは主審の指示に従い速やかに停止し、危険を回避した後漕ぎ始めること。

11. レース中の転覆・落水

全種目において漕手が落水した場合、自力で復帰し決勝線を通過した場合は着順を認める。但し、主審が危険、もしくはレース運営に支障があると判断した場合は漕手の意思に関係なく救助を実施する。その場合 DNF と記録され、以降当該種目 のレースに出漕できない。なお、落水時にシューズ・ストレッチャーから足が抜けなくなることがあるので、直ぐに足が抜ける様ヒールロープ等の対策を実施しておくこと。

12. 指導、警告などの扱いについて

クルーが違反・不正行為を行った場合、指導及び警告(注意・イエローカード・レッドカード)が与えられます。イエローカードは当該クルーの次のレース終了まで持ち越されます。また、イエローカードが 2 回与えられるとレッドカード となり、レッドカードを与えられると除外となります。

13. レース終了後

- (1) 決勝線を通過したクルーは、全クルーが決勝線を通過した後に主審艇が白旗を掲げるまでその場で待機してください。なお、主審は決勝線の手前で旗を掲げる場合があるので注視しておくこと。
- (2) レースに対し異議がある場合は、主審が白旗を掲げる前に手を挙げて主審に申し出てください。主審が白旗を掲げる前 に申し出を行わなかった場合、それ以降異議は認められません。
- (3) 主審から赤旗が揚げた場合は、レース中何らかの問題があった事を示しますので、主審から指示があるまでその場で待機して下さい。

レースに当たっての審判上の注意について

14. 異議申立

大会期間中審判への異議申立は、処分を下した審判員に対して申し立てることができる。なお、処分を下した審判に対し 異議申立が出来ない場合最寄りの審判に対し申し立てができる。

15. 不服申立

クルーは以下の各号の場合、その不利益な内容に承服できない時は、当該決定の告知後 1 時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人の署名がある文書によって、審判の資格を有する者 3 名で構成される不服審査委員会に対し、書面にて不服を申し立てることができる。

- (1) DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティー
- (2) 他のクルーの異議申立が認められた結果、何らかの影響を受ける場合
- (3) 発表されたレースの結果

16. その他

- (1) 判定ブザー等の設備は十分点検を行い使用しているが、設備トラブルにより音が出ない等の不具合が発生する場合があります。選手の皆さんは、発艇旗及びフィニッシュラインを確認し、トラブルの無いようご注意ください。
- (2) 艇内に許可データ(タイム、ストローク・レート、艇速/加速度、心拍数)を収集するための機器や装置(携帯電話等を含む無線通信機器)の持込は許可されるが、レース中(レース用の航行ルール適用されている全時間帯)、電氣的または電子的な手段による、クルーと艇の外部とのいかなる方法の交信およびデータの送受信も許されない。使用した場合は失格となる。
「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。
- (3) 諏訪湖畔周辺は一般の自転車道路、ジョギングロードとなっているため、自動車・自転車等による伴走は禁止します。伴走を発見した場合、競漕委員会は当該団体に対し除外・失格を含む適切な措置を行います。

